

平成31年4月10日

令和元年度 監事監査計画

監事 近藤 芳夫

監事 井関 佳穂理

国立大学法人鳴門教育大学監事監査規程(平成16年規程第1号。以下「監査規程」という。)第7条及び国立大学法人鳴門教育大学監事監査実施基準(平成16年4月1日学長裁定。以下「実施基準」という。)第2条に基づき、令和元年度の監事監査計画を次のとおり定める。

1. 監査の基本方針

監事監査は、国立大学法人鳴門教育大学の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的とする。

2. 監査の実施期間

(1) 定期監査

監査実施期間は、平成31年4月から令和2年6月の間、適宜実施する。

(詳細は別紙「令和元年度監事監査スケジュール」のとおり)

(2) 臨時監査

監事が必要と認める場合に行う。

3. 監査の方法

(1) 業務監査

1) 役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議等の重要会議に出席をし、必要に応じて監事としての意見を述べる。

2) 学長・理事等との意見交換会を設けるとともに、学長・理事等に対する個別面談を行い、業務全般に関して概況聴取を行う。

3) 監事の調査対象となる書類等を閲覧し、必要に応じて詳細な内容を聴取する。

4) 教育・研究及び社会貢献並びにガバナンス体制などについて監査を実施する。

(2) 会計監査

1) 会計監査人の監査結果の相当性を判断することにより行う。

2) 会計に関する書面監査及び担当責任者へのヒアリング等を行う。

3) 会計監査人の監査への同行・立ち会い等を行う。

4. 監査の重点事項

監査は、実施基準第3条に掲げる事項について行うが、令和元年度においては、以下の点に重点を置いて行う。

(1) 中期計画及び年度計画の実施状況

- ・教育研究及び社会貢献等の実施状況

- (2) ガバナンス体制の整備・運用状況
- (3) 業務運営の改善及び効率化の状況
- (4) 決算の状況
- (5) 資金管理状況
- (6) 予算の執行及び資金運用の状況
- (7) 契約の状況

5. 監査の補助者

監査規程第6条第1項で定める監査室の職員に補助させることとする。

6. その他

- (1) 監査報告の作成は、令和2年6月とする。
- (2) 会計監査人から会計監査の経過報告を受け、意見を聴取し、問題点等の把握に努める。
- (3) 監査室との情報共有、意見交換を行うとともに、連携して監査を行う。

令和元年度監事監査スケジュール

監 査 事 項	令和元年度															備 考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
□ 業 務 監 査																
1 重要会議に陪席																
役員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				原則月2回開催
経営協議会	○		○			○		○		○		○				年間5・6回開催
教育研究評議会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				原則月1回開催
学長選考会議																随時開催
2 学長等との意見交換会		○		○		○		○		○		○				年間5回以上開催
3 重要文書の閲覧																国立大学法人法及び施行規則の規定に基づく書類等重要な書類
4 学長・理事・副学長等との面談																随時必要な時に実施
5 教育研究及び社会貢献等の取組状況																監事監査マニュアルに基づき実施
6 ガバナンス体制の整備・運用状況																監事監査マニュアルに基づき実施
7 内部統制システムの改善状況																業務方法書の条文に沿って、PDCAサイクルが機能しているか監査
8 定期業務監査															◎	学長・理事等から業務全般の説明及び意見交換
□ 会 計 監 査																
1 月例合計残高試算表・資金運用の確認																財務課(決算係・出納係)から提出
2 契約監視委員会による契約に係る審査											○					一者応札、随意契約(競争性のない)等の審査
3 定期会計監査															◎	担当課長等から会計全般の説明及び意見交換
□ 会計監査人との連携																
1 四者協議会(監査報告書)による意見交換															◎	
2 監査計画説明会の確認及び意見交換						○										
3 会計監査人と学長とのディスカッションによる情報収集								○								
4 会計監査人の期中・期末監査への立会及び意見交換								○			○		○	○	○	現金・物品及び不動産の実査を含む。
□ 監査室との連携																
1 監査室からの情報収集・意見交換																内部監査結果の報告及び意見交換、
2 監査室との連携監査																個人情報保護・事務体制等